

ひとりぐらし高齢者乳酸飲料配布事業の見直しについて

29年4月1日から、高齢者乳酸飲料配布事業について、他のサービスと重複している部分のすみ分けを行うため受給要件を見直し、次の①～③のサービスを受けている方は受給の対象外になりました。

①ケアプランの作成を必要とする介護サービス（福祉用具貸与を除く）、介護予防サービス（介護予防福祉用具貸与を除く）、介護予防・日常生活支援総合事業の介護予防・生活支援サービス②みまもりネ

おわびと訂正

広報2月15日号3面の「第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画（素案）に対するパブリックコメント（ご意見）を募集します」の閲覧場所「東久留米市地域生活支援センターめぐるくまー」の所在地に誤りがありました。正しくは「幸町3ノ6ノ2」です。おわびして訂正いたします。詳しくは障害福祉課 ☎470・7747へ。



マイナンバー（個人番号）での届け出や申請

日本年金機構では、3月から、各種届け出・申請について、マイナンバー（個

3月末まで引き続いて受給することができました。今回、その猶予期間が終了する4月から、①～③のサービスを受けている方は、受給することができなくなります。ご理解とご協力をお願いします。

詳しくは福祉総務課高齢者福祉係 ☎470・7777（内線2508）へ。

4月から妊娠届受付窓口・母子健康手帳交付窓口が変わります

市では、妊娠中の方が安心して過ごし、出産・子育てができるよう保健師などが面談を行い、サポートする事業を開始します。これに伴い、4

ひとり親家庭自立支援事業のご案内

自立支援教育訓練給付金事業
【対象】児童扶養手当の受給者、または同様の所得水準にある方などで、簿記検定試験、介護職員初任者研修、医療事務検定試験、パソコン講座などの厚生労働大臣指定教育訓練講座を受講する方
【支給額】受講に要する費用の60%相当額（上限は20万円1万2000円以下は支給対象外）を受講後に支給
※雇用保険の資格がある方はハローワークから支給される一般教育訓練給付金との差額のみ。

戦没者等の遺族の皆さんへ 第十回特別弔慰金の請求期限が近づいています

第十回特別弔慰金の請求を受け付けています。請求期限を過ぎると第十回特別弔慰金を受ける権利がなくな

半々午後5時

【受付窓口】児童青少年課（市役所2階、健康課）
【注意】市民課（市役所1階、上の原・ひばりが丘・滝山の各連絡所では、受け付け

さいわい福祉センターの利用者を募集します

機能回復訓練
【利用期間】4月～9月の毎週火曜日
【対象】次の①～③のすべてに該当する方

Ⅱ月額10万円▼住民税課税世帯Ⅱ月額7万5000円
※修業期間のうち3年を上

限とする。

共通事項

いずれも事前の相談が必要で、詳細は児童青少年課へ問い合わせください。詳しくは同課助成支援係 ☎470・7736へ。

健康増進・サポート事業「東久留米市国保QUPIO（クピオ）」

国民健康保険を喪失した方の利用およびポイント交換の期限は3月末です

国民健康保険に加入している18歳以上の方を対象にした「東久留米市国保QUPIO」は、インターネットを活用した健康づくりを応援するサービスです。

今年度、国民健康保険を喪失した方（後期高齢者医療制度への移行の方も含む）は、3月31日（土）でQUPIOが利用できなくなるとともに、これまでためたポイントも失

法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」などを受ける方（戦没者などの妻や父母など）がいない場合に、支給の最先順位の方（一人）
【請求期限】4月2日月まで
詳しくは福祉総務課福祉政策係 ☎470・7749または都福祉保健局計画課 ☎03・5320・4077へ。

市消費者センターからのお知らせ 特別相談を実施します

多重債務110番・若者のトラブル110番

多重債務110番
市消費者センターでは、次の2日間、「多重債務110番」の2日間、「多重債務110番」を実施します。多重債務

①市内在住で15歳～64歳の方②介護保険サービスの利用対象でない方③医療行為を終え症状が安定し、在宅で訓練を継続するための指導を希望する方
【定員】若干名
申し込みは3月1日（木）～8日（木）に、さいわい福祉センター ☎477・2711へ。

入浴サービス
【対象】次の①～④のすべてに該当する方

交通災害共済「ちよこつと共済」の休日加入受け付けを行います

現在、交通災害共済「ちよこつと共済」の30年度分（4月1日～31年3月31日）の加入受け付けを行っています。

同共済は、都内の39全市町村が共同で運営する共済制度で、会員が交通事故でけがなどを負った場合に、会員の皆さんが出した会費から見舞金を受けられる制度です。

募集



市立小・中学校特別支援学級などでの介助員（臨時職員）

市教育委員会では、市立小・中学校に設置している特別支援学級などの児童・生徒の安全確保

若者のトラブル110番

市消費者センターでは、次の2日間、若者の悪質商法被害などの消費者トラブルについて相談を受け付けます。

【日時】3月12日（月）・13日（火）のいずれも午前10時～正午、午後1時～4時
【対象】契約当事者が29歳以下の方

【会場】市消費者センター（市役所2階生活文化課内）
【実施形態】電話相談・対面相談（いずれも予約不要）
※通常の消費者相談も行って

舞金が増額しています。

平日の加入申し込み

市内の金融機関（ゆうちょ銀行を除く）、道路計画課市役所5階、上の原・ひばりが丘・滝山の各連絡所で受け付けています。

詳しくは同課道路交通計画係 ☎470・7768へ。

または取得見込みの方（免許の種類は問いません）②特別支援学校、特別支援学級で介助員の経験がある方③体力に自信があり、学校教育に理解のある方

【賃金】時給1220円（交通費相当額は別途支給）
申し込みは履歴書（写真貼付）と教員免許を持つ方は免許の写しを指導室（市役所6階）へ直接持参してください。詳しくは同室特別支援教育係 ☎470・8032へ。

